

社会福祉法人おきなわ長寿会 役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人おきなわ長寿会（以下「当法人」という）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事の職務)

第 2 条 理事は、理事会において次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(監事の職務)

第 3 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(評議員の職務)

第 4 条 評議員は、評議員会においてつきの事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(報酬等の支給)

第 5 条 報酬額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会及び監事会並びに評議員会へ出席し、職務を遂行した場合。

理 事	10,000円
監 事	10,000円
評議員	10,000円

- (2) 理事長が決裁規程第 4 条に掲げる理事長専決事項に関する、日常の軽易な業務を行った場合、月額 200,000円。また職員の指導、及び重要な業務を行う期間は、月額 200,000円をする加算。（通勤費は別途実費支給）

ただし、理事長の希望により減額又は支給しないことができる。

(3) 監事が法人監査を行った場合。

1 回 30,000円

(4) 研修会等で講義を行った場合。

1時間 10,000円

(5) 評議員選任・解任委員会に出席し職務を遂行した場合

委員 10,000円

2 役員への費用弁済（交通費）の額は、次のとおりとする。

ただし、当法人の施設内において開催する場合は、施設勤務者は交通を要しないため支給しない。

範 囲	理事会・監査・評議員会等への参加
沖縄市、うるま市	1,000円
宜野湾市	2,000円
上記以外	3,000円

3 前各項に掲げるものの他、遠距離のため宿泊を必要とする場合には、旅費規程を準用する。

(公 表)

第 6 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 7 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第 8 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成 16 年 5 月 27 日から施行する。
2. この規程は、理事会の承認を得た日から施行する。
3. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
6. この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。
7. この規程は、2022（令和 4）年 9 月 1 日から施行する。
8. この規程は、2023（令和 5）年 6 月 22 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号については 4 月 1 日に遡及して実施する。